

地域活性化ワーキング・グループ関連

提案事項名

1 - 建築基準法における用途地域毎最大貯蔵量に関する規制に関して

該当頁

..... 1

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	27年 11月2日	28年 1月5日	建築基準法における用途地域毎最大貯蔵量に関する規制に関して	<p>①規制の現状 用途地域毎に可燃性ガス及び圧縮ガスの最大貯蔵量の規制が設けられている。また、最大貯蔵量が少なく十分な量ではない。 住居系用途地域(第一種低層住宅地域から第一種中高層住居地域まで)については可燃性ガス及び圧縮ガス共に貯蔵が認められていない。</p> <p>②要望理由 水素ガス供給施設を含む可燃性ガス・圧縮ガス製造・貯蔵施設が設置可能なのは、準工業地域・商業地域のみのため、他の用途地域内には設置することができない。</p> <p>③要望が実現した場合 水素ガス供給と利用普及・促進が期待できる。</p>	(一社)電子情報技術産業協会	国土交通省